

京都市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例（令和2年3月30日京都市条例第66号）（保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課）

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、次のとおり条例を改正することとしました。

- 1 災害援護資金の貸付けを受けた者又はその保証人の収入又は資産の状況について、これらの者に対し報告を求めること等ができることとします。
- 2 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議させるための京都市災害弔慰金等支給審査会を設置することとします。

この条例は、令和2年4月1日から施行することとしました。

京都市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和2年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 66 号

京都市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

京都市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 災害弔慰金の支給（第3条～第7条）

第3章 災害障害見舞金の支給（第7条の2～第7条の4）

第4章 災害援護資金の貸付け（第8条～第16条）

第5章 災害弔慰金等支給審査会（第17条～第20条）

第6章 雑則（第21条）

附則

第1章 総則

第2条の次に次の章名を付する。

第2章 災害弔慰金の支給

第7条の次に次の章名を付する。

第3章 災害障害見舞金の支給

第7条の4の次に次の章名を付する。

第4章 災害援護資金の貸付け

第16条を第21条とし、第15条の次に次の1条、1章及び章名を加える。

（報告等）

第16条 市長は、第13条第1項の規定の施行に必要な限度において、援護資金の貸付けを受けた者又はその保証人の収入又は資産の状況について、これらの者に対し報告を求め、又は官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求めることができる。

第5章 災害弔慰金等支給審査会

（審査会）

第17条 弔慰金及び見舞金の支給に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、

及び審議するため、京都市災害弔慰金等支給審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（審査会の組織）

第18条 審査会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、医療又は法律について専門の知識を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

（委員の任期）

第19条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（秘密を守る義務）

第20条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第6章 雑則

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課）